



始



特107
353

はし書

本書は、補充兵役に在る者に、兵事に關する心得を知らしめむとする考へより、著はしたる者なり。各種階級を一網の内に打ち集めたる、補充兵役者に對しては、文字を知る者には、平凡に過ぎ、文字を読み得さる者には、稍難解だ。交換され、然れども、文字を読み得る者も、読み得るを免かれざるを免かれざれ。さる者も、一と度は、軍事豫習教育又は簡閱點呼の豫習にさるへきを以て、文字を読み得さる者は、之れに依りて加はるへきを以て、文字を読み得さる者は、平易の内より、更先輩の指教を受くへく、読み得る者は、平易の内より、更

に深遠なる原理を推取することを得るを信す。説はんと
欲する處は多々あるも、其は後日著はすへき、入營者豫習
の葉に譲り、斯篇は、其姉妹篇たるに止めたり。書中盡さ
る處を質問せらるゝは、著者の希望する處にして、質
問の多きは、乃ち斯の書の普及せし證左として、満腔の喜
悦を以て、之を迎へんとする者なり。

明治天皇第五週年祭日

著者自敍

補充兵之心得目次

一、兵役の義務	一
二、兵役の種類	二
1. 常備兵役	
2. 後備兵役	
3. 補充兵役	
4. 第一國民兵役	
5. 第二國民兵役	
三、補充兵役とは何か	三
四、補充兵證書	六
附補充兵證書下附願	
五、軍人精神	九
1. 忠節	
2. 禮義	
3. 武勇	
4. 質素	
六、在郷軍人と其責任	十四
七、在郷軍人に下し賜はりたる	
八、各兵種の性能	一八
1. 步兵	
2. 騎兵	
3. 砲兵	
4. 工兵	
5. 輛重兵	
6. 機關銃隊	
7. 航空隊	
九、召集の種類	二一
1. 充員召集	
2. 臨時召集	
3. 國民兵召集	
4. 教育召集	
5. 演習召集	
6. 簡閱點呼	

十、補充兵は帝國在郷軍人分會

に入會すべき者である 二三

十一、帝國在郷軍人分會設立の

目的

十二、補充兵は勉めて入營者豫

習教育に參加する事

十三、簡閱點呼の豫習を行ふ事

十四、召集令狀の話

十五、召集令狀を受けたる時は

如何にするか

1. 本人が受領したる時

2. 家族が受領したる時

十六、諸願届に關する手續

二九

1. 諸願届出に就て

2. 諸願届出に關する注意事項

十七、諸書式例

1. 一般書式凡例

2. 轉籍届

3. 寄留(旅行)(滯在)届

4. 本籍地復歸届

5. 寄留地ニ於テ簡閱點呼參會願

6. 寄留地ニ於テ簡閱點呼參會許可届

十八、馬取扱に關する注意

四四

目次終

補充兵之心得

(一) 兵役の義務

日本帝國の臣民にして、滿十七歳より滿四十歳の男子は、總て兵役に服するの義務を有すとは、徵兵令に定められてある處で、此徵兵令の根本は、憲法第二十條に「日本臣民ニ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と示されてあるものに基くので、是れ則ち國民皆兵制度である。國に兵の防護すると同様である。警察官の有りて、人民を保護するが故に、農に商に工に、各其業に安ずる事が出来るので、一家一村一郡の繁榮も亦之に基くのである。家屋に門墻あるが故に、枕を高くして安眠休息する事を得るのである。一國に於て、外敵の侵入を防禦し國內に安堵して家業を營むこの出来るは勿論、朝鮮・臺灣は固より、滿洲・支那・南洋より、歐米の涯迄

も、自由に渡航し富榮の基を作り、國威を世界に輝かす事を得るは、實に我陸海軍の武力が、外交政治と相待て、世界到る處に威勢を示して居るからである。而して此兵役は、誰か擔任すべきか、即ち我が國民全般が負擔すべき最大義務である。之れ實に國家の干城として、最も名譽なるものである。故に重き罪を以て罰せられたるものゝ如きは、兵役に服する事の出來ない制度になつて居る所以である。

(二) 兵役の種類

兵役の種類は、徵兵令に於て、常備兵役、後備兵役、補充兵役、及國民兵役の四に分ち、又更に常備兵役を現役、豫備役に、國民兵役を第一國民兵役及第二國民兵役に別たれて居る。而して其の服役年限は左の如くである。

1. 常備兵役。 七ヶ年四ヶ月
2. 後備兵役。 十ヶ年

〔常備兵役を終りたるもの之れに服す。〕

3. 補充兵役。

十二ヶ年四ヶ月

〔其年の現役兵員に超過したるものゝ中、所要の人員之れに服す。〕

4. 第一國民兵役。

滿四十歳迄

〔後備兵又は召集せられたる補充兵にして其の役を終りたるもの之れに服す。〕

5. 第二國民兵役。

滿四十歳迄

〔常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざるもの之れに服す。〕

(三) 補充兵役とは何か

「補充兵役とは何か」と云ふ事を説明する前に、一國の兵備は、誰が如何にして決定するかと云ふ事を説明せんとする。抑も一國の兵數は、多大程度其の武力の強さは論なき事であるが、働き盛りの壯丁を、無暗に多く兵役に服さしむるは産業の發達を害し、國家の費用を増加し、其結果國力を萎靡させしむる基となるの不利がある。併し乍ら、我國の情態に鑑みて、必要丈の兵數は、是非共具備せねばならぬ。必要の兵力を備へざるものは、常に敵の強兵に壓迫さるゝのみならず、戰爭となれば一敗地に塗れて敵の意志に従はざるを得ない事になる。乃ち土地も與へ償金も與へねばならぬ。斯る者は丁度兵を養ふ費用を惜みて、却て其費用を以て、敵國の兵を養ふて

やると同じである。臺灣や樺太は敵からの貢物で。我國が發展の一助となつて居るのでも判る。そこで歐洲戰亂勃發以前にありては、一國の兵數は概ね其國人口の十分一を目途として居たのである。併し此兵力を平常より常に養ふて置くには、多大の費用を要し、且國力を減耗するの憂があるから一定期間教育した（現役兵）後は郷里に歸し（歸休兵）、豫後備兵）いざ、戰時に於ては、再び召集して戰爭に使用するのである。然るに過去戰爭の経験に依れば、歸休兵・豫後備兵では、尙不足を感じるのである。然れども國家の經濟は、之れ以上を平常に於て教育するの資力を有せざるが故に、此に於てか、戰時に到り始て教育を施し、使用すべき、……經濟上と兵備上の調和を圖りたる、補充兵役なるものを制定したのである。而して補充兵役には歩、騎、砲、工、輜重の各種兵がある。以上の次第であるから、補充兵役の者は、概して戰時若くは事變の際にあらざれば召集されぬものである。併し特別の技術を要する、砲兵、工兵の如きは、其一部を、平時より習得せしめ置く必要があるので三ヶ月間軍隊に召集し、教育をなすもので、之れを補充兵役既教育者と云ひ、之を略稱して「既教育補充兵」と

云ふて居るのである。
以上は補充兵役の制度を置かれたる主旨である。次ぎは補充兵役は、如何なるものより採るかと云ふ説明である。其年徵兵検査に合格したる者全體を抽籤に依りて採用順序を定め、先づ第一番より現役兵を取り、其餘りの中より所要の補充兵を取るのである。
以上説明したる理由に依り、他の在郷軍人、則ち豫後備役兵と異なる處は、只平時二年乃至三年の軍隊教育を受けたると、受けざるとの差あるのみで戰時に於て召集せられて戰爭の職務に従事するは、何等の差がないのである。然るに、補充兵役に當りたるものは「抽籤逃れ」と云ふて、兵士にあらざるが如き考へを持つて居る者が澤山あるが、夫れは全く誤解である。「抽籤逃れ」とは、意氣地のない忌はしき言葉だが、無理に「抽籤逃れ」と云へば、補充兵役にも當り末位の籤を引きし者か又は抽籤も曳かない、丙種不合格者を云ふのである。
故に補充兵役に當籤したるものは、教育を受けたるものは勿論、然らざるものと雖ども、國家の干城たる、高尚の見識を保持し、先輩の指導誘掖に

據り、平時に於ては、社會の儀型となり郷黨青年の模範たるべき堅確剛健なる氣象がなくてはならぬ。

(四) 補充兵證書

徴兵検査に合格し、抽籤に依りて補充兵役に服する時は、聯隊區司令官は、補充兵證書を本人に附與す。此證書は大切に保存し、召集又は簡閱點呼(召集、點呼のこと)は後草に説明する)の場合には、必ず携帶し、之れを其係りの役員に示すべきものである。然るに從來此補充兵證書を輕視し、之れを遺失し、甚だしきに至りては、自分が大正何年迄、補充兵役に在るやをも、忘却したる不心の如き、不可抗力に依り、毀損したるものは送料も要しないのである。

補充兵證書

佐倉聯隊區

千葉縣 郡

種騎兵第番

右陸軍補充兵ニ編入ス

大正五年九月十日

佐倉聯隊區司令官木藤彌太郎

◎ 心 得

- 一、陸軍補充兵及海軍補充兵ハ現役兵ノ補缺トシテ召集セラレ又戰時若クハ事變ニ際シ召集セラルモノトス但シ現役兵ノ補缺トシテ召集セラル、ハ其服役ノ初年ニ限ル（平時ハ就役ノ翌年一月三十日迄トス）
- 二、陸軍補充兵ハ平常服役ノ第一年ニ於テ教育ノ爲メ百五十日以内召集當分ノ内砲兵セラレ又一回教育ヲ受ケタルモノハ毎年勤務演習ノ爲メ六十日以内召集セラレ且簡閱點呼ヲ受クルモノトス
- 三、故ナク入營ノ期ニ遲レタルモノハ（入營後懲罰處分ヲ受クルモノトス）十日（戰時ハ）過クルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラル、モノトス
- 四、補充兵證書附與後其年十一月三十日以前ニ轉籍シタルトキハ十四日以内ニ舊住地市町村長及郡長ヲ經テ舊住地聯隊區司令官ニ届出ツベシ其屆出ヲ爲サヘルトキハ科料ニ處セラル、モノトス
- 五、補充兵證書附與後其年十一月三十日以前寄留若クハ十四日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ召集ノ命ヲ通報スペキ者ヲ定メ市町村長ニ届出ツベシ復歸シタルトキハ亦其由ヲ屆出ツベキモノトス此届出ヲ爲サヘル者及通報人正當ノ事由ナクシテ召集ノ命ヲ通報セズ若クハ遲緩シタルトキハ科料ニ處セラル、モノトス
- 六、補充兵ニ決定シタル者其年十二月一日以後ニ於テ十四日以上本籍地外ニ旅行若クハ寄留又ハ外國ニ旅行若クハ在留シ又ハ轉籍シタルトキハ陸軍軍人服役令施行規則第二條又ハ第十四條ノ規定ニ依リ届出ツベシ
- 七、此證書ハ服役中（證書附與ノ年ノ十二月一日ヨリ陸軍其効ヲ有スルモノ（教育ノ爲メ召集セラル、者ハ入營迄）トス）
- 八、此證書ヲ失ヒ若クハ損傷シタルトキハ更ニ市町村長ヲ經テ下渡チ聯隊區司令官ニ請求スペシ

貳
錢
切手 添付

補充兵證書再下附願

何々ニ依リ補充兵證書遺失致シ候ニ付再下附相成度候也

大正年月日

何郡何町何番地

何年徵集補充兵歩兵 何 之 誰

佐倉聯隊區司令官木藤彌太郎殿

（五）軍人精神

軍人精神とは、軍人的道德で、軍人の本分を盡す上に於て、軍人の技能と共に缺くべからざる日本魂で、明治十五年一月四日 明治天皇が軍人に下し賜はりし 勅諭の五ヶ條が其根柢をなすのである。

軍人は忠節を盡すを本分とすべし。

軍人は禮儀を正しくすべし。

軍人は武勇を尙ぶべし。

軍人は信義を重すべし。

此五ヶ條は軍人の精神にして、之れを自己の躬に践み行ふには、一の誠心が必要で、其誠心は又五ヶ條の精神である。若し實行するものにして、此が必要で、其誠心は又五ヶ條の精神である。若し實行するものにして、此が誠心を缺きたらんには、如何なる嘉言も善行も皆表面の飾りである事も訓へられて居る。

忠節。吾人が在郷間國民として、社會に處するには、家業を勵み、孝悌の道を守り、國法を遵守し、意志の修養に勉め、以て良民の實を現はし、一朝事あるに當りては、一身一命を捧げて、天皇陛下の御爲め國難に赴くの心掛けである。

君が世をおもふ心の一すちに
わが身ありとは思はざりけり

禮儀。上長を尊敬して之れに服従し、同輩には義理を盡して相親睦し、後輩を親切に指導し、上下協力一致以て公事に盡力する事である。武勇。武とは、武藝、勇とは、勇氣である。之れが一團となれば、則ち小敵たりとも侮らず、大敵たり共恐れざる底の自信強き武士の魂となるのである。之れを平常の躬行に當て籍て一と口に謂へば、「正義のためには一步も引かぬ」と云ふ強き精神なのである。次に述ぶる信義と相待て、誠に立派なる働くとなるので、和氣清麿、楠正成、赤穂義士、乃木大將等の忠魂義膽も、此武勇から出たるのである。古へより善行を以て世に知られたるものは、皆忍耐心強く、自儘の心を抑壓したる勇氣の賜である。之れに反し、血氣にはやり人と爭論して負ける事を知らず、或は粗暴の振舞などして、世人に毛蟲の如く、又豺狼の如く思はるゝは、武勇にあらざる事を忘れてはならぬ。而して此發動の根本は、剛健なる克己心と、健全鬼も欺く身體とである。信とは心の誠にして、心に一度斯くと定めたる事は、之を曲げず、

口に斯くと云ひたる事は、決して之れを空しくせざるのである。人に對して虚言を云はざるは勿論、自ら心に誓ひし事は、良心に訴へて之れを實行するの強き意思がなくてはならぬ。世の中には自ら欺く弱蟲のあるのは、嘆すべき事である。武士に二言なしとは、斯かる言行のなき事を言ふのである。義とは、義理なり。信を履み行ふため、己が當然なさうるべからざる、本分を盡すを云ふのである。君に忠に、親に孝に、子に慈なるは、則人の人として踐み行ふべき道にして、之則義務なり。人にして義理を全ふせざるは、禽獸にも劣るべし。禽獸も恩に感すれば、之に報ゆるの道を忘れざるにあらずや。

斯るが故に信義を守らんと欲せば、事の始めよりなし得べきか、なし得べからざるかを深く考へ思慮を盡して計畫し然る後約束すべきである。深く考ふる處もなく、とやはやと受合ふ時は、後に到り實行せんとすれば義理に戻り、履行せざれば約に背くが如き進退谷より身の置き處に困しむに至る事がある。謹みても慎まさるべからず。

質素とは、儉約をなす事なり、儉約とは己れの分を守り、無駄の費用を靡さうるにあり。竊盜を働き、或は賭奕にて一攫大金を儲けんとするが如き、賤劣なる行爲は、之皆身分に相當せざる振舞をせんとする、弱き心より崩す者である。儉約は一家の衣食住子弟の教育に充つる費用を以て基とし、尚餘裕ある時は之れを貯蓄し、不時用に供し、或は公共的事業に提供し、貧者を救恤する等に使用すべきものである、若餘裕なき時は其生活の程度を低くすると共に、更に精出して働くことは今更に云ふ迄の事でもないが少くも自分が出征したる後に於て、父母妻子の路頭に迷はざるとも、他人の世話にならぬ丈だけはなくてはならぬのである。故に寤寐の間も之れを忘れず、朝夕克己心を砥礪して、軍人たるの本分に背きてはならぬ。

(六) 在郷軍人と其責任

在郷軍人とは、歸休兵、豫備役、後備役及補充兵役にあるものを謂ふのである。

兎角世人……否軍人でも、現役兵に重きを置きて、在郷軍人に重きを置かざるが如き感はあるは、蓋し、自己及其關係者たる家族が感する責任、並に之れに伴ふ苦痛の大小輕重に依るがための様である。然れども戦時に於ける軍人の責務を思へば、現役則ち在營者は、恰も、學校に於て修業中のものに比べべく、在郷軍人は、其卒業者たる資格を有するものである。而して其技能は、戦時の日を顧慮し、除隊歸郷後と雖ども、常に鍊磨すべきもので、決して滿期除隊が兵役を免除せられたる者なりとの考へを持ってはならぬのである。未教育補充兵にありては、入營して軍事教育を受けたるものとは、自然其の趣きを異にすと雖ども、身常に軍籍にある事を念ひ寐の間も、軍人の行爲に習ひ、軍人精神に背かざらん事を努めねばならぬ。而して未教育補充兵と雖ども、戦時に於て召集せらるゝ點に到りては、

教育せられたる者と、大差がないのである。平時召集しないのは、則ち前にも陳べたる如く、全く平時經費節減、國力減耗を防がんとする顧慮からのことである。現今歐洲の大戰亂に於ては、兵役服役期限を延長して、十八歳より五十乃至五十六歳迄となし、又補充兵役のみならず、第一第二國民兵役者を召集し悉し、前數年次の者の内に於て、曾て兵役を免除せられるものも、再検査を行ひ、少々位の身體の故障ある位のものは、之れを探したるも多々戰線に繰り出す様にして居るのである。であるから日本で云ふ補充兵の如きは一人も残りて居らぬのみならず、戰場の主働者である。從來の兵役者を、一人で本に於ても、戦時に於ては、在郷軍人を以て軍隊編成の要素として、重要視して居たのであるが、現下歐洲の大戰亂は適確に其事實を證明したのである。故に徵兵に出づるを忌避するが如きは、平時に於ける我儘の言分である。戰時に於ては、誰彼を問はず、全國の男子舉つて陣頭に銃剣を執て、働くかねばならぬのである。之れを以て觀れば補充兵役が抽籤逃れでないことがわかる。其處で補充兵は分會へも入會し、先輩の指導に依り居常軍人精

神を鍛錬し、軍事上の知識を養成する事を努めねばならぬ。斯くして身心を鍛錬し修養したる諸君は、其經歷よりするも、亦年齢よりするも、**郷黨**の中堅たるべきものにして、後進たる若者の指導者でなくてはならぬ。故に平素各自の業務に勵精し、以て國民の最良模範者でなくてはならぬ。諸君は在郷軍人として、斯くの如き覺悟ありてこそ、始めて國軍爲に強く、國家爲めに富み、地方の風俗爲めに善良となるので、如上の結果は、地方郷黨の敬愛を受くる、良兵良民たることが出来るのである。

(七) 在郷軍人に下し賜はりたる 勅語

前述する如く、在郷軍人たるものゝ責任や眞に重大なり。從て **大元帥** 陛下も在郷軍人に對し、倚信せらる處篤く、大正三年十一月三日左の如き勅語を賜はり、以て、在郷軍人の則るべき處を訓へられたのである。

朕惟 フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多

シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ。

在郷軍人たらんもの、此優渥なる聖旨に對し奉りては、感奮興起以て一命を鴻毛の輕きに致し、以て護國の大義を竭さざるべき。又 **大元帥** 陛下が在郷軍人を愛し賜ふ大御心は、如何に宏大無量なるかを拜察し奉ることが出來るのである。尙ほ左の如き忝なき事實がある。即ち大正四年十二月二日御大典大觀兵式を東京青山原に於て行せられたる時、此大典に參列したる帝國在郷軍人分會代表者を宮城内に召され、御親閲を賜はり、左の勅語を下賜されたのである。

朕親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱シ、其健在ヲ憚フ汝

等益奮勵克ク本分ヲ盡シ、以テ朕力倚信ニ副ハシコト

ヲ期セヨ。

在郷軍人の名譽豈廣大ならずとせんや。

(八) 各兵種の性能

- (1) 步兵
歩兵の戦闘は小銃射撃を以て敵を擾亂せしめ、銃剣を以て之れを破壊するのである。歩兵は多兵一致協力し、敵に最も近迫して戦闘するものにして、戦闘の勝敗は之れを以て決するものである、故に歩兵は軍の主兵である。
- (2) 騎兵
騎兵は軍の耳目である。其迅速なる運動に依りて、搜索、警戒及通信勤務(斥候、傳令)に服し。又道路、鐵道及電線等の破壊に任じ。又其騎銃及軍刀を使用して戦闘をなすものである。
- (3) 野戰砲兵
重砲兵には、野戦に使用するものと、要塞に使用するものがある。野戦重砲兵は野砲兵より大なる大砲を使用し、堅固なる陣地の攻撃等に用ひらるもので、要塞重砲兵は更に大なる砲を以て、要塞の攻撃防禦に任ずるものである。

- (4) 重砲兵
重砲兵には、野戦に使用するものと、要塞に使用するものがある。野戦重砲兵は野砲兵より大なる大砲を使用し、堅固なる陣地の攻撃等に用ひられるもので、要塞重砲兵は更に大なる砲を以て、要塞の攻撃防禦に任ずるものである。
- (5) 工兵
工兵は城、砦の築設、交通路の開通、修理、橋梁の架設及之等の破壊作業に從事し、以て一般軍隊の戦闘力を増加するもので、陣地戦、要塞戦共に缺くべからざる兵種である。又時としては、歩兵と同じく戦闘に從事し、且最前線にありて、最も困難なる破壊作業を擔任するものである。工兵の特別部隊として、鐵道隊、電信隊がある。

鐵道隊は鐵道の建築破壊及運轉を掌り、電信隊は電信の架設及通信を掌るものである。

(6) 輜重兵
軍の命脈たる物資則ち彈薬、糧食、衛生材料等の運搬に任するものにして、直接戰闘動作に參與せざるも、晝夜の別なく、長き距離を行軍し、時に彈藥分配等のため、彈丸雨注の下に働くものである。

(7) 機關銃隊

機關銃隊は、兵種ではなく、特種の部隊である。歩兵及騎兵に屬し、瞬時に多數の弾丸を射擊して、敵兵幕に穿貫的効力を發揮する者である。(穿貫的効力とは、兵隊の垣根に大穴を明けることである。)

(8) 航空隊

航空隊も兵種ではない、飛行機及飛行船の大速力を利用し、敵情の搜索並に爆弾投下に依て破壊を企つるもので、現今其技術が日一日と進歩し、殆ど停止する處を知らざる有様である。

立して戰闘する者ではなく、他兵種と相互の協同に依りて、長短相補ひ、一層特有的價値を發揮するものである。

(九) 召集の種類

召集とは、在郷軍人を軍隊へ呼び集めて、某任務を課する事を云ふので、其種類は左の如くである。

1. 充員召集
2. 簡閱點呼
3. 臨時召集
4. 演習召集
5. 教育召集
6. 國民兵召集
7. 充員召集
8. 充員召集
9. 充員召集
10. 充員召集

ものゝためには、充員召集と少しも相違はないのである。

三、國民兵召集 とは國民兵役にあるものを、戰時召集するもので、通常豫後備兵及補充役兵を召集したる後に行ふものである。

四、教育召集 とは全く平時のもので、補充兵役にあるものゝ内若干名を平時軍隊に召集し、教育する事である。現今では召集せらるゝのは、砲兵と工兵の一部のみである。

五、演習召集 とは、一旦軍隊で教育を受けた在郷軍人を平時軍隊に召集して、軍事學、術科の復習をするのである。六、簡閱點呼 とは、毎年一回在郷軍人を某處に集め、身上異動の届出をして、確實に履行しあるや否や、及軍人精神の保持、軍事能力保存の状況、健康状態等を點検査閲するものである。

未教育補充兵の數は甚だ多く、之れを全部點檢するは多大の費用と日子を要するを以て、年々某年次の者丈けを點呼する事に爲て居るのである。併し、主義は全部施行せんとするにあるから、何れの時か全部に亘り、施行せらるゝ時機のないではあるまいと思ふ。

(十) 補充兵は帝國在郷軍人分會に入會すべきものである

補充兵が、在郷軍人である以上は、在郷軍人分會員となるべきは當然である。而して、補充兵は、先輩軍人の指導に依り、先第一に軍人精神を修養し、軍事智能を啓發し、以て、一朝有事の日に於て、速に召集に應ずるの準備が完成して居らねばならぬ。

(十一) 帝國在郷軍人分會設立の目的

帝國在郷軍人分會設立の主旨は、前陳せし、在郷軍人に賜はりたる勅語の御主旨を貫徹するためである。尙ほ會員の相互扶助並に軍人遺族の救護等に任するもので、今其主なるものを一つ書きにする時は左の通りである。
 (3) (2) (1) 軍人精神の砥礪。
 軍事知識増進。
 會員相互の扶助。

此の目的を達するがため必要なる要素は、
 (1) 全會の協同一致。
 (2) 各員の規律心。
 (3) 出獄者の保護。
 (4) 現役軍人家族の救護。
 (5) 後進青年の指導。
 (6) 軍人遭族の救護。
 (7) 現役軍人家庭の救護。
 (8) 軍人遭族の救護。

而して之れを實行するの捷徑は、克く分會の主催する、各種の會合に出席し、有益なる自己の意見も謂ひ、人の説も聞いて、自己修養の材料にするのである。

(十二) 補充兵は勉めて入營者豫習會に

參加する事

補充兵が、軍人である以上は、縱令教育を受けずとも、戰時の準備として勿論、平常に於ても、既教育者と行動せざるべからざるを以て、有形無形上に多少軍事上の知識を要するは、論を待たざる處である。依て各町村に於て行ふ、入營兵豫習教育には、是非参加して、指教を受くる必要がある。然る時は、次ぎに述ぶる簡閱點呼豫習の如きも、全く易々たるものである。

(十三) 簡閱點呼の豫習を行ふ事

補充兵は、少くも其役に服したる翌年に於ては、簡閱點呼を受くるものである。此際はどうしても、分會長の指導に依て、受檢の方法の教導を受けねばならぬ。其方法は分會長に於て計畫もし、又聯隊區司令官よりも、夫れ夫れ指示してあるから、誠心から分會長の命令指示に從て、其指導を受べきである。

(十四) 召集令狀の話

在郷軍人を召集するには、召集令狀を以てするものである此の令狀には、

(1) 召集せらるべき部隊。

(2) 此部隊に到着すべき年月日時。

が明記してある。而して右と左は切取線に依りて、受領證と令狀とに區分されて居る。此令狀は、入隊の時必ず持參すべきものである。

(十五) 召集令狀を受けた時は如何にするか

充員召集令狀は、聯隊區司令部の署名で、郡役所より町村役場を経て、本人に交付せらるゝものである。此令狀を受取場合に左の二つの場合がある。

(1) 本人の受領したる時は其右半面の受領證に自分の名前の下に印を押し

速に、持參した使の者に返すべきものである。左半面の令狀は、大切に奉公袋内に保管し、前に述べた召集到著部隊及日時は手牒にでも書取

り、且記憶して、假令令狀を紛失しても、差支へない丈にせねばならぬ。

(2) 紛失したる時の手續は後に述べる

家人が之れを受領したる時は、受領したるものが、應召者の名前の左

補充兵役歩兵國野干城

右受領代人

國野タメ

印

而して、タメは速達方法を以て、本人則ち國野干城に送達せねばならぬ。婦人であるから、如何にして宜きや、不案内の場合は、村役場へ令狀を持参し、不在の理由を申出づれば、相當の手續をして呉れる。若し役場が遠くて、近所に軍人が在つたならば、其の人の處に持て行きて聞くが早道である。分會長でもよし駐在巡査でも宜いのである。補充兵が、召集部隊に到着する日迄には、令狀を受けてから、少くも三日間はある。多くあれば六日位ある事もある。故に一日位にて郵便の届く處ならば、其令狀を書留郵便で送るか（出先より直に入隊する場合）又は

別に手紙で、召集された事を謂ふてやるがよい。其謂ふてやる事は、

一、召集到著部隊
二、召集到著月日時
何大正年月日時 隊

之れ丈けはごうしても落してはならぬのである。

時日が間に合はぬとしたならば、電報を打つのである。而して令狀は役場に依頼し、召集せらるゝ部隊へ宛て送付するものである。電報を打つにも役場に依頼した方が確實である。役場では、之れがため、平常から準備が出来て居る筈である。令狀遺失又は出先より直に入營する爲、令狀なき場合旅行又は出向先に於て、右の如き通報を受けたる時は、假令令狀はなく共、期日切迫せる時は、令狀を持たず入隊し、其の趣きを、軍隊應召掛届出づる時は、令狀は役場より軍隊へ送付してあるから差支へはない。又令狀を遺失したる場合も、前と同様である。教育召集、演習召集、簡閱點呼の令狀を受領したる場合も、前と同様の取扱をなすべきものである。

又郷里を離れて一時他行しある場合、「動員」と謂ふ事を聞いたならば、速に郷里に歸るがよい心掛けである。

(十六) 諸願届に關する手續

諸届出(1)及出願等は何故必要であるや。

聯隊區司令部には、各兵役にある者の兵籍簿、戰時名簿、及在郷軍人名簿が、又町村役場には、在郷軍人名簿が備付てある。之れに依りて諸種の召集令狀を作り、又送達するのである。故に之れが轉籍、寄留、旅行、改名、婚姻子、入夫、死亡等其他種々の事情に依りて身上の異動を生じたる時は、其本人又は家族の者より届出で、此町村役場及聯隊區司令部の諸帳簿を訂正し、以て諸令狀の送達を確實ならしむるものである。此届出が確實でなければ、豫定の召集人員が豫定の期日迄に軍隊に集まらない事になる。此事は軍事上最も必要的事である、何となれば、在郷軍人が軍隊へ到着の遅速は戰爭勝敗の原因をなすので過去及現在の戰爭に其例が明に示されて居る。又戸主の續柄、妻子の有無等は、軍人が戰死等の場合に於て、最緊要なる關係を有するもので、之れがため受賞の遲延等は愚か、其

資格を失ふに到りたるの不幸を見た例がないでない。兵籍の氏名が、戸籍の字と「金次」と「金治」の相違で數年紛擾を來したる事もある。

出願とは、某事情の生じたる時請願するものである。例へば勤務演習又は簡閱點呼を寄留地で受けたいとか、自分が疾病に罹り、兵役を免じて欲しいとか云ふ時等に出す願出である。

(2) 諸願届出に關する注意事項

右に陳る次第であるから、諸願届出は時期を失せず之れをなし、又は希望する出願をなす事は最緊要なる事にして、動員の完否は、一に此整否に比例するものである。從て願届には、大概期日が定められてある。若此期日に届又は出願せず後に到り、其不都合を發見せらるゝ時は、罰金科料又は拘留等に處せらるゝものである。又若し詐欺の届出をなし、或は虚偽の事項を作爲して、届願等をなしたる場合は許可せられざるのみならず、陸軍刑法に依て、重刑に處せらるゝ者であるから、最も注意せねばならぬ。今左に願届をなすべき場合を一表として掲示せり。其書式に到りては、一之れを掲示するは紙數之れを許さず。今左に二三の例を示すのみ、依て

(十七) 諸書式例

用紙白紙半紙(以下同じ)

(第一) 何々願(届)

一、何々ノ時 何年何月何日

一、何々何々

一、何々何々

一、本籍地 縣(府)郡(市區)町(村)字 番地

其の下續きを問合すか、又は聯隊區司令部に問合すを要するものである。

右何々奉願(及御届)候也

年月日 右(又「戸主」家事擔當者人)何

何聯隊區司令官殿

(注 意)

一、既教育補充兵ニアリテハ教育ヲ受ケタル師團及聯(大)隊號ヲ徵

集年ノ右肩ニ記スヘシ

二、第何番トハ抽籤番號トス

三、徵集年トハ身體検査ヲ受ケタル年ヲ謂フニ回以上検査ヲ受ケタルハ最後ノ年トス

四、届出期限ハ特ニ規定アルモノノ外ハ事ノ起リタル日ヨリ十四日以内ニナスモノトス

五、願届ヲ本人ヨリナスヲ本則トスルモ本人事故ノタメナス能ハサル時ハ「戸主」「家事擔當者」又ハ「召集通報人」等ヨリナスモノトス

六、司令官ノ官爵氏名ヲ知ラサル時ハ記セサルモ可ナリ

七、願届ニ具備スヘキ要件(本書何々ト記シアル部)ハ次テ一覽表ニ掲示シアリ

(第三) 轉籍届

一、轉籍ノ時 何年何月何日
一、舊籍地 何聯隊區何縣(府)何郡(市區)何村(町)番地

一、新籍地 何聯隊區………(右ニ同シ)
何年徵集補充兵役歩兵第一乙種第何番 何 某

右轉籍及御届候也

年月日

右 何

某印

何聯隊區司令官殿

(注意)

一、轉籍シタル場合ハ其地分會長ニ届出ルモノトス

(第三) 寄留(旅行)(滯在)届

一、寄留、(旅行)(滯在)ノ時 何年何月何日

一、寄留、(旅行)(滯在)地 何縣(府)郡(市區)村(町)番地

一、召集通報人 何縣………何 某

一、本籍地 何縣………何 某

何年徵集補充兵砲兵第二乙種第何番 何

右寄留(旅行)(滯在)及御届候也

年月日

右何某印召集通報人何某印

何聯隊區司令官殿

(注意)

- 一、召集通報人ハ成年以上ノ者ニシテ身分確實ナルモノヲ要ス
- 二、寄留シタル場合ハ其他分會長ニモ届出ルモノトス

(第四) 本籍地復歸届

一、復歸ノ時 何年何月何日

一、寄留(旅行)(滯在)地 何縣(府)何郡(市區)何町(村)番地(外國ニアリテハ何國何地方)

一、本籍地 何縣何郡何村番地

何年徵集補充兵工兵第一乙種第何番 何

某

右本籍地復歸及御届候也

年月日

右何某印

何聯隊區司令官殿

(第五)

寄留地ニ於テ簡閱點呼參會願

寄留地 何々
本籍地 何々

何年徵集補充兵何兵第一乙種第何番 何

某

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可被成下度此段奉願候也

年月日

右何某印

何聯隊區司令官殿

(注意)

一、右ノ願ヲ爲シタル者許可ヲ受ケタル時ハ左記様式ニ依ル届書ヲ其ノ年五月一日迄ニ寄留地市町村長及島司郡長ヲ經テ寄留地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヘシ但シ本籍聯隊區内ニ寄留スルモノニ在

リテラタリーアカデミー

三六

リテバ右届出ヲ要セズ
ニ、正當ノ理由ナクシテ右ノ届出ヲ爲ササル者ハ拘留又ハ一圓以上
ノ科料ニ處セラルヘシ

(第六)

許可ノ時
何年何月何日

寄留地何々

本籍地何々

何年徵集補充

何年徵集補充兵步兵第一乙種第何番
テ簡閱點呼參會許可相成候ニ付及御同

右寄留地ニ於テ簡閱點呼參會許可相成候ニ付及御屆候也

河聯隊高司令官殿

六

諸願届事項、期日及取扱に関する一覽表

諸願届事項、期日及取扱に關する一覽表

服役令及兵籍規則ニ據ル者

入夫縁組	分婿	婿養子離家緣	婿養子離組緣	養子縁組	轉籍	出來事種類	區分		願屆期日	願屆期日	願屆出處	願屆ニ具備スヘキ要件
							已育	未育				
○	○	○○	○○	○	○	○	○	○	十四日以内	十四日以内	聯隊區	本籍地
○	○	○○	○○	○	○	○	○	○	十四日以内	十四日以内	聯隊區	新籍地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	十四日以内	十四日以内	聯隊區	寄託地
○	○	○○	○○	○	○	○	○	○	一、轉籍ノ時	一、轉籍ノ時	聯隊區	新籍地
一、 緣組ノ時 妻何某長(次) 女(妹)某	一、 離緣ノ時 新籍地	一、 離緣ノ時 新籍地	一、 緣組ノ時 新籍地	一、 緣組ノ時 新籍地	一、 本籍地、新 本籍地	一、 本籍地、新 本籍地	一、 本籍地、新 本籍地	一、 本籍地、新 本籍地	一、 本籍地	一、 本籍地	聯隊區	本籍地

勤務演習及簡閱點呼二就テ

(演習召集ニ關シテハ次ノ充
員召集ノ部モ参照スヘシ)

婚姻ヲナシタル時	妻死亡ノトキ	○ノ輸卒	一ヶ月以内	一、婚姻ノ時	一、妻	一、本籍地	一、本籍地	一、本籍地
兵籍上記載事項ノ訂正ヲ 要スル時	叙勳ノ辭令ヲ受ケタル時	○	○	○	○	○	○	○
受恩給者本籍族稱身分關係 氏名、死亡、妻ノ異動ノ時	恩給證書ヲ受ケタル時	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
同	同	同	同	同	同	同	同	同
○	○	○	○	○	○	○	○	○
不要								
一、本籍地	一、叙勳ノ時	一、賜金額						
一、位階(勳等)	一、恩給種類	一、恩給支給 ノ初日						
一、官報記載年月日頁數	一、金額	一、恩給 證書ノ日附						
一、本籍地	一、本籍地	一、本籍地						

雜之部

充員(臨時)(演習)(教育)(補缺)召集ノ部

(特別ノモノノ外一括)
シテ召集ト稱ス

補充兵證書ヲ紛失シタル時再下附願	○	其ノ都度
家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル時	○	同
船員トシテ船舶ニ乗込ミタル時	○	○
軍人傷痍徽章ヲ受ケントスル時	○	○
每月十日迄	○	○
	憲ノ證明	一、船舶ノ名稱 一、所有者 一、所轄官

一、町村ヲ經由セス單獨申出ノ際ハ郵券二錢ヲ添付スルコト

(十八) 馬取扱に關する注意

補充兵役に服すべきものゝ内半數以上は乘馬隊に服務し馬匹の取扱に任すべきものである。(騎兵、砲兵、輜重兵科) 故に平時より馬の取扱に關し其方法を心得置くことは頗る大切なことで馬を飼育するものは勿論飼育せざるものも左に列記する事項を常に念頭に置き若し使用するに當りては之を實施し將來軍馬取扱に利用すると共に此取扱法に依りて地方馬を善良に保育することに心掛けねばならぬ。

地方馬取扱ひに就き特に注意を要する事項概ね左の如し。

- 一、溫和に馬を取扱ひ飼方と手入とを十分にし殊に蹄の保護に注意し時期を誤らず。必ず改裝又は削蹄を爲すこと。
- 二、厩を清潔にし其の保溫と換氣とに注意すること。
- 三、飼養者職業の關係上馬を使役せざる時期に於ても連日厩に繫畜することなく適度の運動を課すること。
- 四、過酷に馬を使役せざること例へば過重の負擔及輶曳長時間速歩の連續父は馬力の顧慮なく坂路を昇降すること等を戒むること。
- 五、無益の苦痛を與へざること例へば安逸に夜眼、頸、尾端及球節等に焰鐵或は刺血を施し又は銜の下方に鈴を附する爲重き鎖を装する等を止むること。
- 六、頭絡及輶駕具の製作及裝法に細心の注意を拂ひ以て馬の勞苦を除くこと例へば頭絡を荒繩にて作り或は輶駕馬の制御を容易にする爲故らに太き鐵製又は木製の桿を銜に附著し或は股綱を強く張る等を止むること。

- 七、地方在來の惡習を打破すること例へば乳量と減せざるの迷信に基き
牝馬の削蹄を爲さず或は耕馬に特異の歩法を強ゆる等を廢すること。
八、馬の疾病に罹れるを發見せば速に獸醫の診斷を受け成るべく初期に
於て之が治療を圖ること。
- 九、去勢を勵行すること。
- 十、馬の出入届を迅速確實にすること。
- 若し此心掛けを以て馬を取扱ふ時は同時に戰時徵發せらるゝ軍馬の成績を
善良ならしむることが出来るのである。

大正六年八月廿五日印刷

(非賣品)

大正六年九月一日發行

千葉縣印旛郡佐倉町宮小路町百六十五番地

著者兼發行者 三澤活水

印刷人 金澤求也

東京市麹町區紀尾井町三番地

印刷所 元眞社

帝國在郷軍人會佐倉支部

所



終

